

# 仕 様 書

1 件 名 液体及び気体ヘリウムの買入れ（単価契約）

2 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 納入場所 東京都八王子市南大沢1-1  
東京都立大学 南大沢キャンパス 8号館  
(気体ヘリウム) (理学部のうち物理学科・化学科・生命科学科、  
システムデザイン学部のうち電気電子工学科)  
(液体ヘリウム) (理学部のうち物理学科・化学科・生命科学科)

## 4 納入条件

(1) 液体ヘリウムの純度は、99.997%以上であり、不純物含有量は下記のとおりであること。

酸	素	2.0 ppm以下		
窒	素	8.0 ppm以下		
一酸化炭素+炭酸ガス		1.0 ppm以下		
炭	化	水	素	0.5 ppm以下
そ	の	他		10.5 ppm以下
露	点			-70℃以下

(2) 気体ヘリウムの純度は、99.995%以上であり、不純物含有量は下記のとおりであること。

酸	素	5.0 ppm以下			
窒	素	20.0 ppm以下			
一	酸	化	炭	素	1.0 ppm以下
二	酸	化	炭	素	5.0 ppm以下
T	H	C			1.0 ppm以下
そ	の	他			10.5 ppm以下
露	点				-65℃以下

(3) 納入にあたっては、あらかじめ双方協議のうえ、納入日を定める。発注は、メール、電話及びファクシミリで連絡を行うこととする。

(4) 原則として液体ヘリウムの1回の納入量は300以上とする。使用する容器については、使用者の希望に応じ、300、600又は1000容器を用いる。使用する容器のサイズは、発注時に連絡を行う。なお、世界的ヘリウム市況の悪化等、不測の事態により、ヘリウムコンテナの調達が困難となった場合、あらかじめ双方協議のうえ、納入量の調整を行うこととする。

(5) 原則として気体ヘリウムの1回の納入量は、7m<sup>3</sup>ガスボンベ1本以上とする。

(6) 容器は受注者が用意するものとし、そのまま納品を行う。空になった容器は次回納品時

に回収を行う。

- (7) 納入された液体ヘリウムの量は搬入時の計量（液体ヘリウムの液面の高さを計測）によって決め、搬入時に消失した分は代金に含まないものとする。
- (8) 本法人担当者及びその代理人立会いのもと納入すること。
- (9) 納入に当たっては、本学構内の施設等を損傷しないよう十分注意して行うこと。万一、損傷した場合は、速やかに報告の上、受注者の負担で原形に復旧すること。復旧方法については、本学の指示に従うこと。
- (10) その他不明な点は、理学部のヘリウム担当教員との協議により定める。

5 契約方法 単価契約とする。

6 予定数量 液体ヘリウム 2,000ℓ、および気体ヘリウムボンベ20本(1本あたり7m<sup>3</sup>)  
数量については予定数量であり、契約満了時に発注数量がこれに満たない場合であっても、契約期間の満了をもってこの契約は終了する。また、契約期間内において全ての数量が予定数量に達したときは、契約期間の満了を待たずに、その時点で契約を打ち切るものとする。なお、いずれの場合であっても、受注者は異議を主張できないものとする。

7 支払方法 納入実績による毎月の継続支払とする。ただし、適正な請求書が提出されてから60日以内に支払うものとする。

8 その他

環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

9 担当者 公立大学法人首都大学東京

首都大学東京管理部理系管理課会計係 西場 大也

TEL：042-677-1111（内線3020）